

令和7年度 4月校長会 教育長講話（要約）

はじめに

新しい年度の最初の校長会ということで、私の思いを伝えます。

まず、校長は学校全体の業務や教育活動を掌握し、指示や監督をし、また、教職員のサービスの管理監督を行う役割もあり重責を担っていることを自覚していただきたいと思っています。

また、それぞれの学校において校長が明確なビジョンを示し、新たな学びの展開や学校の当たり前を変えてもらいたいと思います。校長として、しっかりとした理念や信念をもって改革を進めるとともに、時には保護者や地域からの意見にも耳を傾けながら、校長としての役割を果たしていただかなくてはなりません。

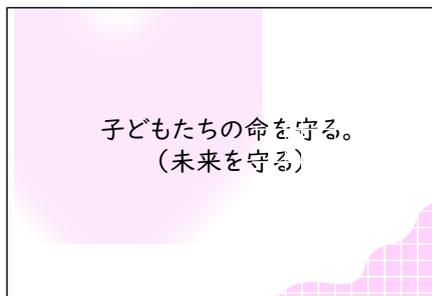
それぞれの学校で、新しい体制のもと、教職員と力を合わせ、学校経営に取り組んでいただくよう願います。

子どもたちの命を守る

子どもたちの命を守ることより大切なことはなく、何よりも最優先される事項です。4月から本市において、落雷や交通事故など、子どもの命が脅かされる事態が発生しています。

子どもの命を守るために何ができるのか、どうすれば重大な事故を防ぐことができるのかを常に追求するのが、我々大人の責任です。そして、子どもたち自らが自分の命を守れるようにすることが教育に携わる者としての責任です。

学校では、様々な教育活動を実施されると思いますが、子どもたちが安全に、安心して実施できるかを絶対条件にして進めることが、子どもたちの命を守り、子どもたちの未来を守ることにつながります。



組織を作り、抱え込みを防ぐ

子どもの命を守るうえで重要な対応として、いじめ対応があります。いじめ対応については、様々な留意点がありますが、特に教師個人の「抱え込み」を防ぐ必要があります。

組織的に対応を求めているのは「法」で決まっているためであり、「抱え込み」は法的に許されないというところが必

組織を作り、抱え込みを防ぐ

いじめ防止対策推進法
(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条
学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

第23条
学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をばあとする。

要です。児童生徒の訴えはもちろんのこと、些細な兆候や懸念であっても、一人で抱え込まず、また、対応方法について個人で判断することなく、すべて学校のいじめ対策組織に報告・相談し、組織として記録を残し、共有化を図っていただきたいと思います。

詳細については、担当しているいじめ防止生徒指導課が年度当初より実施している、研修の内容を再度確認いただきたい。いじめの対応に限らず、学校で発生する様々な問題事象については、法に基づき対応することが、子どもはもとより、先生方や学校を守ることにつながることを校長として念頭においていただきたいと思います。

これからの学びについて

国でも、次期学習指導要領に向けた議論が始まっています。中央教育審議会教育課程特例部会では、議論の様子を広く教育関係者に見てもらうため積極的な周知がされています。その部会の第4回の中で「多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程について」の議論が行われ、文部科学省から以下の3点の提案がありました。

- ◆特例校の申請を不要にして、どの学校でも柔軟な教育課程を編成できるようにする。
- ◆授業時数の柔軟化を検討し、生まれた余白の「裁量時間」を生み出す。
- ◆学年区分にとらわれず、柔軟に教育課程を編成したり、指導を展開しやすくしたりする。

中央教育審議会教育課程特例部会（第4回）
「多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程について」の議論より

- ①特例校の申請を不要にして、どの学校でも柔軟な教育課程を編成できるようにする。
- ②授業時数の柔軟化を検討し、生まれた余白の「裁量時間」を生み出す。
- ③学年区分にとらわれず、柔軟に教育課程を編成したり、指導を展開しやすくしたりする。

このことから、これからの教育課程は、全国一律、画一的なものではなく、まさに個別最適な学びや協働的な学びなどをそれぞれの自治体や学校主体で考え、実現できるようになってくることが予想されます。

つまり、教師の指導のあり方、不登校児童生徒をはじめ多様な子どもたちを包摂する教育課程のあり方などそれぞれの学校が主体的に考え実現させていく必要があるということになります。

おわりに

教育を語る時間も新たな挑戦をする時間も余裕もないと思われている校長も多いかもしれません。藤原和博氏の著書「学校がウソくさい」の中で、「良くも悪くも学校は、社会の縮図であり、教育改革こそが日本社会の改革のヘソである。教員はスーパーマンではないので、なにもかにも出来る存在ではないのに、なにもかにもやらなければいけないところに歪が起きている。教員が出来ることを出来るような学校を作ることが大事だ」と述べています。

昨年度も「教育事務の削減」、「教育のDX化」、「教員の専門性の向上」をキーワードに、先生方の負担を減らし、勤務時間外在校時間の削減を図ってきました。このことはまだ道半

ばであり、今年度は「教員の働き方改革推進室」を新たに設置し、更に改革を促進させます。

新たな負担を生じさせないよう、働き方改革を推進し、子どもたちにより良い教育環境を提供できるよう教育委員会としても意識して取り組んでいきたいと考えています。